

福 祉 第 3 5 4 5 号
令和3年（2021年）4月1日

関係団体の長 様

北海道保健福祉部長

介護従事者確保総合推進事業について（通知）

本道の保健福祉行政の推進につきましては、日頃から格別の御理解と御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、この度、本事業の補助金交付要綱を制定するとともに、実施要綱を改正しましたので、通知します。

記

1 事業名

介護従事者確保総合推進事業

2 通知内容

- （1）令和3年度（2021年度）介護従事者確保総合推進事業費補助金交付要綱
- （2）令和3年（2021年）4月1日北海道告示第10526号告示（関係分）
- （3）介護従事者確保総合推進事業実施要綱

高齢者支援局高齢者保健福祉課介護人材係
住所：〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
担当：高木
電話：011-231-4111（内線25-676）
FAX：011-232-8308

令和3年度（2021年度）介護従事者確保総合推進事業費補助金交付要綱

1 趣旨

福祉・介護人材の安定的な確保を図るため、地域医療介護総合確保基金による介護従事者確保総合推進事業に要する経費について、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、北海道補助金等交付規則（昭和47年北海道規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

2 補助事業等

「介護従事者確保総合推進事業実施要綱」（平成27年7月27日付け福祉第1425号保健福祉部長決定）に基づき行われる、この補助金の対象事業、補助事業者、補助基準額、補助対象経費及び補助率は、別表のとおりとする。

3 算定方法

この補助金の交付額は、別表の第1欄に定める事業ごとに、第3欄に定める補助基準額と第4欄に定める補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額以内の額とする。ただし、算出された金額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

4 交付申請

この補助金の交付を受けようとするときは、規則第3条に基づき行う告示の定めるところにより、補助金等交付申請書（保福第1号様式）（平成10年北海道告示第500号北海道補助金等交付規則に定める申請書等の様式。以下「保福第〇号様式」について同じ。）に次に掲げる書類を添付し、告示された期限までに、別表（2）の事業については総合振興局長又は振興局長（以下「総合振興局長等」という。）に、それ以外の事業及び補助事業者が札幌市内に所在する施設等については知事に、提出しなければならない。

なお、補助事業者等は、補助金等の交付申請時に当該補助金等に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率等を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、交付申請時において、当該補助金等に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合については、この限りではない。

- (1) 事業計画書（保福第262号様式（介護のしごと魅力アップ推進事業））（保福第263号様式、保福第263の2号様式（キャリアパス支援等研修事業））（保福第1の2号様式、保福第416号様式（介護事業所内保育所運営支援事業））（保福第415号様式（介護技能習得支援事業））（保福第473号様式（介護助手普及促進事業））（保福第477号様式（外国人留学生生活支援事業））
- (2) 補助金等交付申請額算出調書（保福第1の16号様式（介護事業所内保育所運営支援事業を除く。））（保福第417号様式（介護事業所内保育所運営支援事業））
- (3) 経費の配分調書（保福第1の18号様式）
- (4) 事業予算書（保福第1の20号様式）
- (5) 資金収支計画書（保福第1の32号様式）
- (6) 補助金の交付申請等に関する協定書

- (7) キャリアパス支援研修事業ユニット構成施設・事業所一覧
- (8) 保育士等給与費明細書（保福第 418 号様式）
- (9) 介護事業所内保育所利用児童数調（保福第 456 号様式）
- (10) 保育料及び保育時間が規定された規則等の写し（原本証明をしたもの）
- (11) 委託契約書の写し（原本証明をしたもの）及び運営要綱等
 - ※（6）及び（7）はキャリアパス支援等研修事業においてユニットを構成する場合のみ
 - ※（8）、（9）及び（10）は介護事業所内保育所運営支援事業のみ
 - ※（11）は介護事業所内保育所運営支援事業において運営等を外部に委託している場合のみ

5 交付条件

補助事業者に補助金を交付する場合は、次の条件を付すものとする。

- (1) 規則及び本補助金交付要綱に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業等を遂行し、その成果を成し遂げなければならない。
- (2) 補助事業等の内容を変更するときは、知事又は総合振興局長等の承認を受けなければならない。ただし、次のいずれにも該当する場合は、この限りでない。
 - ア 当該変更に伴う補助対象経費の増減額が、変更前の補助対象経費の額の 10 分の 2 を超えないとき。
 - イ 補助金の交付の目的の達成及び事業の能率的な遂行に支障を及ぼさない程度の細部の変更と認められるとき。
- (3) 補助事業等の執行を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、知事又は総合振興局長等の承認を受けなければならない。
- (4) 補助事業等が期限までに完了しないとき又は補助事業等の遂行が困難となったときは、速やかに知事又は総合振興局長等に報告し、その指示を受けなければならない。
- (5) 補助事業等の遂行の状況に関し、報告を求められたときは、指示された日までに状況報告書を知事又は総合振興局長等に提出し、また、道の職員による調査を受けたときは、調査に協力し、その指示に従わなければならない。
- (6) この補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って補助事業等を遂行すべきことを命ぜられたときは、その命令に従わなければならない。
- (7) (6) の命令に違反したときは、当該補助事業等の遂行を一時停止し、並びに当該補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合させるための措置を指示する期日までにとるべきことを命じる。
- (8) この補助金の交付の決定後における事情の変更により特別の必要が生じたときは、この決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。
- (9) 補助事業等が完了したとき（廃止の承認を受けたときを含む。）は、当該補助事業等の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から 30 日以内又は翌年度の 4 月 10 日までのうち、いずれか早い日までに、補助事業等実績報告書を知事又は総合振興局長等に提出しなければならない。会計年度が終了した場合も、同様とする。
- (10) 補助事業等実績報告書の提出に当たって、この補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち消費税法に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率等を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- (11) 補助事業等実績報告書を提出した後に消費税及び地方消費税の確定申告によりこの補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、別記様式によりその金額（実績報告において、

- (10) により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を速やかに知事又は総合振興局長等に報告するとともに、当該金額を返還しなければならない。
- また、この補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、当該補助金の額の確定の日の翌年6月30日までに知事又は総合振興局長等に報告するとともに、補助金に係る消費税等仕入控除税額の確定後は速やかに知事又は総合振興局長等に報告し、当該金額を返還しなければならない。
- (12) 補助事業者が実施する奨学金等の貸与を受けた留学生が、補助事業者が運営する北海道内の介護サービス事業所等で5年間(過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)において定める過疎地域においては3年間)継続(又は通算)して就労した場合は、補助金に相当する額の奨学金等の返還を免除しなければならない。
- (13) (12)の規定に該当しない場合、奨学金等の貸与額の内、補助金に相当する額を、北海道知事が指定する期日までに遅滞なく返還しなければならない。
- (14) この補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に実績報告に係る補助事業等の成果が適合しないときは、当該補助事業等につき、これに適合させるための措置をとるべきことを命じる。
- (15) 補助事業等に関する帳簿及び書類を備え、この補助事業等に要した経費とそれ以外の経費とを区別することができるようこれを整理し、かつ、これを補助事業等の完了の日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。
- (16) この補助事業等の完了により相当の収益が生じたときは、補助金の全部又は一部を納付しなければならない。
- (17) 次のいずれかに該当するときは、この補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、当該取消しに係る部分に関し、既に交付された補助金があるときは、その返還を命ずることがある。補助金の額の確定があった後においても、また同様とする。
- ア この補助金を他の用途に使用したとき、又は正当な理由がないのにこの補助金を使用しないとき。
- イ 虚偽の申請又は虚偽の実績報告によりこの補助金を過大に請求し、又は受領したとき。
- ウ 補助事業等に関して不正に他の補助金等(道以外の者が補助事業者等に対して交付する補助金その他の助成を含む。)を重複して受領したとき。
- エ アからウまでに掲げる場合のほか、補助事業等に関して、この補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令若しくはこれに基づく知事又は総合振興局長等の処分に違反したとき、又は不正な行為をしたとき。
- (18) (17)の規定による処分に関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金を道に納付しなければならない。
- (19) 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、その納付金額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した違約延滞金を道に納付しなければならない。
- (20) 補助金の返還を命ぜられ、当該補助金、違約加算金又は違約延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、同種の事務又は事業について交付を申請した補助金等(その交付が法令の規定により道の義務とされているものを除く。以下「同種の補助金等」という。)があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は同種の補助金等と未納付額とを相殺することがある。
- (21) (5)の遂行の状況に関する報告のほか、補助金の予算の執行の適正を期するため必要があ

ると認めるときは、報告を求め、又は道の職員に帳簿及び書類その他の物件を調査させ、若しくは質問させることがあるので、これに協力しなければならない。

6 補助金の変更申請

この補助金の交付決定後の事情により、補助事業の内容又は補助対象経費等を変更しようとする場合は、補助事業等変更承認申請書（保福第1の21号様式）に4に掲げる書類を添えて、知事又は総合振興局長等に提出しなければならない。

7 補助金の概算払

補助事業者は、補助金の概算払を受けようとする場合は、補助金等概算払申請書（保福第1の26号様式）に最新の資金収支計画書を添えて、知事又は総合振興局長等に提出しなければならない。

8 概算払の決定等

7の申請に基づき、補助事業等の遂行に必要な資金を、必要の都度、概算払することができるものとする。ただし、7の規定による資金収支計画を確認した結果、資金不足が生じないと認められるときは、概算払をしないものとし、理由を付して補助金等概算払申請書を提出した者に通知するものとする。

9 補助事業の中止又は廃止

補助事業者が、補助事業を中止又は廃止しようとする場合は、あらかじめ、補助事業等中止（廃止）承認申請書（保福第1の23号様式）を知事又は総合振興局長等に提出し承認を受けなければならない。

10 補助金の実績報告

補助事業者は、補助事業が完了したとき（廃止の承認を受けたときを含む。）は、当該補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から30日以内又は翌年度の4月10日までのうち、いずれか早い日までに、補助事業等実績報告書（保福第1の28号様式）に次に掲げる書類を添えて、知事又は総合振興局長等に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書（保福第262号様式（介護のしごとと魅力アップ推進事業））（保福第263号様式、保福第263の2号様式（キャリアパス支援等研修事業））（保福第1の2号様式、保福第416号様式（介護事業所内保育所運営支援事業））（保福第415号様式（介護技能習得支援事業））（保福第473号様式（介護助手普及促進事業））（保福第477号様式（外国人留学生生活支援事業））
- (2) 補助金等精算書（保福第1の30号様式（介護事業所内保育所運営支援事業を除く。））（保福第417号様式（介護事業所内保育所運営支援事業））
- (3) 事業精算書（保福第1の31号様式）
- (4) 保育士等給与費明細書（保福第418号様式）
- (5) 介護事業所内保育所利用児童数調（保福第456号様式）
- (6) 介護事業所内保育所運営支援事業実績報告書（保福第457号様式）
- (7) 委託料精算書（原本証明をしたもの）
- (8) 対象者の同意書兼誓約書
- (9) 対象者の福祉人材センター・福祉人材バンクが発行した求職者登録証の写し
- (10) 対象者の初任者研修及び生活援助従事者研修の修了証明書の写し
- (11) 在職証明書（保福第488号様式）

※（4）、（5）及び（6）は介護事業所内保育所運営支援事業のみ

※（７）は介護事業所内保育所運営支援事業において運営等を外部に委託している場合のみ
※（８）、（９）、（１０）及び（１１）は介護技能習得支援事業のみ

11 その他

この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し、必要な事項は別に定める。

別表

1 事業名	2 補助事業者	3 補助基準額	4 補助対象経費	5 補助率
(1) 介護のしごと 魅力アップ推進事業	ア 介護福祉士養成施設、社会福祉士養成施設、精神保健福祉士養成施設を設置する者 イ その他知事が適当と認める団体	1 施設（事業者） 2,000千円以内	当該事業に必要な経費（報酬、給料、職員手当、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費（会食に係る経費を除く。）、印刷製本費、修繕費）、役務費（通信運搬費、広告料、手数料、保険料）、委託料、使用料及び賃借料、負担金）	10/10以内
(2) キャリアパス 支援等研修事業				
① キャリアパス 支援研修事業	ア 介護福祉士養成施設、社会福祉士養成施設、精神保健福祉士養成施設を設置する者 イ ユニット（福祉・介護サービスに係る5以上の施設、事業所から構成され、一定の要件（a 利用者の定員規模が、施設サービスで50人以下の施設、在宅サービスで20人以下の事業所。b 運営している施設、事業所の種類、数が単一である法人の施設、事業所。ただし、訪問介護事業所やデイサービスセンターなどの事業所（定員20人以下）が併設されている施設は対象。c 少額の繰越金のみ所有しており、経営基盤が脆弱な施設、事業所。）を満たす施設、事業所が過半数に達すると知事が認めるもの並びに5以上の介護福祉士養成施設、社会福祉士養成施設及び精神保健福祉士養成施設から構成されるもの） ウ その他知事が適当と認める団体	1 事業者（ユニット） 450千円以内 ただし、広域（複数の（総合）振興局管内）で実施する場合は、750千円以内	当該事業に必要な経費（報酬、給料、職員手当、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費（会食に係る経費を除く。）、印刷製本費、修繕費）、役務費（通信運搬費、広告料、手数料、保険料）、委託料、使用料及び賃借料、負担金）	10/10以内

1 事業名	2 補助事業者	3 補助基準額	4 補助対象経費	5 補助率																																																						
② 実務者研修等 支援事業	ア 福祉・介護サービス事業者 イ その他知事が適当と認める団体	1事業者 570千円以内	当該事業に必要な経費（報酬、給料、職員手当、共済費、賃金、役務費（手数料）、委託料）	10/10以内																																																						
(3) 介護技能習得支援事業	介護職員初任者研修及び生活援助従事者研修指定事業者（一般受講者の受入を行っている事業者に限る。）	1人当たり受講料の1/2以内（上限額45千円）	受講料の減免に要した経費（受講料の減免額）	10/10以内																																																						
(4) 介護事業所内保育所 運営支援事業	設置主体が民間、公的施設及び市町村（一部事務組合を含む。）である、道内の介護サービス施設・事業所内保育所で、保育料として1人当たり平均月額10,000円以上徴収している施設。	<p>補助基準額は、種別ごとに次のとおり算定した額とする。 保育士等数(a)×単価(b)×運営月数(c)－保育料収入相当額(d)</p> <table border="1" data-bbox="846 675 1653 842"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>保育士等数 a</th> <th>単価 b</th> <th>運営月数 c</th> <th>保育料収入相当額 d</th> <th>補助基準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A型特例</td> <td>1人</td> <td rowspan="4">153,700円</td> <td rowspan="4">12月以内</td> <td>288,000円以内</td> <td>1,556,400円以内</td> </tr> <tr> <td>A型</td> <td>2人</td> <td>1,152,000円以内</td> <td>2,536,800円以内</td> </tr> <tr> <td>B型</td> <td>4人</td> <td>2,880,000円以内</td> <td>4,497,600円以内</td> </tr> <tr> <td>B型特例</td> <td>6人</td> <td>5,184,000円以内</td> <td>5,882,400円以内</td> </tr> </tbody> </table> <p>※保育料収入相当額は、種別ごとに次のとおり算定した額とする。 保育料収入相当額(d)=保育児童数(e)×単価(f)×運営月数(g)</p> <table border="1" data-bbox="927 906 1554 1066"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>保育児童数 e</th> <th>単価 f</th> <th>運営月数 g</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A型特例</td> <td>1人</td> <td rowspan="4">24,000円</td> <td rowspan="4">12月以内</td> </tr> <tr> <td>A型</td> <td>4人</td> </tr> <tr> <td>B型</td> <td>10人</td> </tr> <tr> <td>B型特例</td> <td>18人</td> </tr> </tbody> </table> <p>※補助基準額及び保育料収入相当額は、実際の運営月数を用いて算定すること。 ※各種別の適用には、保育児童数、保育士等数、保育時間すべての要件を満たすことが必要。</p> <table border="1" data-bbox="927 1177 1554 1321"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>保育児童数</th> <th>保育士等数</th> <th>保育時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A型特例</td> <td>4人未満</td> <td rowspan="2">2人以上</td> <td rowspan="2">8時間以上</td> </tr> <tr> <td>A型</td> <td>4人以上</td> </tr> <tr> <td>B型</td> <td>10人以上</td> <td rowspan="2">4人以上</td> <td rowspan="2">10時間以上</td> </tr> <tr> <td>B型特例</td> <td>30人以上</td> </tr> </tbody> </table>	種別	保育士等数 a	単価 b	運営月数 c	保育料収入相当額 d	補助基準額	A型特例	1人	153,700円	12月以内	288,000円以内	1,556,400円以内	A型	2人	1,152,000円以内	2,536,800円以内	B型	4人	2,880,000円以内	4,497,600円以内	B型特例	6人	5,184,000円以内	5,882,400円以内	種別	保育児童数 e	単価 f	運営月数 g	A型特例	1人	24,000円	12月以内	A型	4人	B型	10人	B型特例	18人	種別	保育児童数	保育士等数	保育時間	A型特例	4人未満	2人以上	8時間以上	A型	4人以上	B型	10人以上	4人以上	10時間以上	B型特例	30人以上	保育士等職員の配置に必要な経費（人件費、委託料（人件費））	2/3以内
種別	保育士等数 a	単価 b	運営月数 c	保育料収入相当額 d	補助基準額																																																					
A型特例	1人	153,700円	12月以内	288,000円以内	1,556,400円以内																																																					
A型	2人			1,152,000円以内	2,536,800円以内																																																					
B型	4人			2,880,000円以内	4,497,600円以内																																																					
B型特例	6人			5,184,000円以内	5,882,400円以内																																																					
種別	保育児童数 e	単価 f	運営月数 g																																																							
A型特例	1人	24,000円	12月以内																																																							
A型	4人																																																									
B型	10人																																																									
B型特例	18人																																																									
種別	保育児童数	保育士等数	保育時間																																																							
A型特例	4人未満	2人以上	8時間以上																																																							
A型	4人以上																																																									
B型	10人以上	4人以上	10時間以上																																																							
B型特例	30人以上																																																									

1 事業名	2 補助事業者	3 補助基準額	4 補助対象経費	5 補助率												
(5) 介護助手普及促進事業	ア 同一市町村の複数の介護サービス施設・事業所で構成される団体 イ その他知事が適当と認める団体	1団体 200千円以内	当該事業に必要な経費（報酬、給料、職員手当、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費（会食に係る経費を除く。）、印刷製本費、修繕費）、役務費（通信運搬費、広告料、手数料、保険料）、委託料、使用料及び賃借料、負担金）	10/10以内												
(6) 外国人留学生生活支援事業	道内で介護サービス事業所等を運営する法人（法人本部が道外の場合であっても、施設等が道内にある場合は対象とする）	<p>補助基準額は次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="833 635 1673 959"> <thead> <tr> <th data-bbox="833 635 1249 687">補助対象経費</th> <th data-bbox="1249 635 1673 687">基準額（留学生一人当たり）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="833 687 1249 740">学費</td> <td data-bbox="1249 687 1673 740">年額 600千円以内</td> </tr> <tr> <td data-bbox="833 740 1249 793">入学準備金</td> <td data-bbox="1249 740 1673 793">200千円以内（1回限り）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="833 793 1249 845">就職準備金</td> <td data-bbox="1249 793 1673 845">200千円以内（1回限り）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="833 845 1249 898">国家試験受験対策費用</td> <td data-bbox="1249 845 1673 898">年額 40千円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="833 898 1249 951">居住費などの生活費</td> <td data-bbox="1249 898 1673 951">年額 360千円以内</td> </tr> </tbody> </table>	補助対象経費	基準額（留学生一人当たり）	学費	年額 600千円以内	入学準備金	200千円以内（1回限り）	就職準備金	200千円以内（1回限り）	国家試験受験対策費用	年額 40千円	居住費などの生活費	年額 360千円以内	道内の介護福祉士養成施設に在籍している留学生の奨学金等に要した経費	1/3以内
補助対象経費	基準額（留学生一人当たり）															
学費	年額 600千円以内															
入学準備金	200千円以内（1回限り）															
就職準備金	200千円以内（1回限り）															
国家試験受験対策費用	年額 40千円															
居住費などの生活費	年額 360千円以内															

北海道告示第10526号

北海道が令和3年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。

また、次の表の左欄に掲げる事務又は事業に係る補助金等の交付の決定、補助金等の額の確定その他補助金等の交付に関する権限は、それぞれ同表の補助金等の交付に関する権限の委任欄に掲げる職にある者に委任する。

令和3年4月1日

北海道知事 鈴木 直道

(保健福祉部所管分 その2)

補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	補助金等の交付に関する権限の委任	摘要
1 保育士等キャリアアップ研修実施体制整備事業費補助金 保育士の専門性の向上及び保育の質の確保を図るとともに、キャリアパスの明確化による職場定着を図ることを目的とし、保育現場におけるリーダー的職員を育成する「保育士等キャリアアップ研修」の実施体制を整備するため、予算の範囲内で補助する。	保育士等キャリアアップ研修実施体制整備事業実施要綱に基づいて事業を行う北海道保育協議会	保育士等キャリアアップ研修実施体制整備事業に必要な報償費、旅費(受講者の旅費及び宿泊費を除く。)、需用費(修了証及びテキスト用紙代を除く。)、役務費(修了証交付経費を除く。)、委託料、使用料及び賃借料並びに備品購入費等に要する経費	10分の10以内 (寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。)	保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 別に指示する様式	保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 別に指示する様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部子ども未来推進局子ども子育て支援課		
2 介護従事者確保総合推進事業 福祉・介護人材の安定的な確保を図るため、予算の範囲内で補助する。						提出部数 1部 提出期限 別に指示する日		
(1) 介護のしごと魅力アップ推進事業	介護福祉士養成施設、社会福祉士養成施設、精神保健福祉士養成施設を設置する者、そ	当該事業に必要な経費(報酬、給料、職員手当、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、食糧費(会食に係る経費を除く。)、印刷製本費、修繕費)、役務	10分の10以内 (寄附金その他の収入金があるときは、補助金	保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 保福第262号様式	保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 保福第262号様式 別に指示する様式	提出先 保健福祉部高齢者支援局高齢者保健福祉課		

	の他知事が適当と認める団体	費（通信運搬費、広告料、手数料、保険料）、委託料、使用料及び賃借料、負担金）	等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。）	別に指示する様式				
(2) キャリアパス支援等 研修事業			10分の10以内 (寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。)			提出先 総合振興局 又は振興局の保健環境部社会福祉課（札幌市内に所在する施設等は保健福祉部高齢者支援局高齢者保健福祉課）	総合振興局長 又は振興局長（札幌市内に所在す施設等に交付する補助金等の場合を除く。）	
① キャリアパス支援 研修事業	介護福祉士養成施設、社会福祉士養成施設、精神保健福祉士養成施設を設置する者、ユニット（福祉・介護サービスに係る5以上の施設、事業所から構成され、一定の要件（a）利用者の定員規模が、施設サービスで50人以下の施設、在宅サービスで20人以下の事業所。b 運営している施設、事業所の種類、数が単一である法人の施設、事業所。ただし、	当該事業に必要な経費（報酬、給料、職員手当、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費（会食に係る経費を除く。）、印刷製本費、修繕費）、役務費（通信運搬費、広告料、手数料、保険料）、委託料、使用料及び賃借料、負担金）		保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 保福第263号様式 別に指示する様式	保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 保福第263号様式 別に指示する様式			

	訪問介護事業所や デイサービスセン ターなどの事業所 (定員20人以下) が併設されている 施設は対象。c 少 額の繰越金のみ所 有しており、経営 基盤が脆弱な施 設、事業所。)を 満たす施設、事業 所が過半数に達す ると知事が認める もの並びに5以上 の介護福祉士養成 施設、社会福祉士 養成施設及び精神 保健福祉士養成施 設から構成される もの) その他知事が適当 と認める団体							
② 実務者研修等支援 事業	福祉・介護サー ビス事業者、その 他知事が適当と認 める団体	当該事業に必要な経費(報酬、給 料、職員手当、共済費、賃金、役務 費(手数料)、委託料)		保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 保福第263-2号様式 別に指示する様式	保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 保福第263-2号様式 別に指示する様式			
(3) 介護未経験者に対す る研修支援事業(介護 技能習得支援事業)	介護職員初任者 研修及び生活援助 従事者研修指定事 業者(一般受講者 の受入している事 業者に限る。)	受講料の減免に要した経費(受講 料の減免額)	10分の10以内 (寄附金その他 の収入金がある ときは、補助金 等の額の算定に 当たり、当該寄	保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 保福第415号様式 別に指示する様式	保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 保福第415号様式 保福第488号様式 別に指示する様式	提出先 保健福祉部 高齢者支援 局高齢者保 健福祉課		

			附金その他の収入金の控除等を行う。)						
(4) 介護事業所内保育所運営支援事業	設置主体が民間、公的施設及び市町村（一部事務組合を含む。）である、道内の介護サービス施設・事業所内保育所で、保育料として1人当たり月額10,000円以上徴収している施設	保育士等職員の配置に必要な経費（人件費、委託料（人件費））	3分の2以内 （寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。）	保福第1の2号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 保福第416号様式 保福第417号様式 保福第418号様式 保福第456号様式 別に指示する様式	保福第1の2号様式 保福第1の31号様式 保福第416号様式 保福第417号様式 保福第418号様式 保福第456号様式 保福第457号様式 別に指示する様式	提出先	保健福祉部 高齢者支援局 高齢者保健福祉課		
(5) 介護助手普及促進事業	同一市町村の複数の介護サービス施設・事業所で構成される団体、その他知事が認める団体	当該事業に必要な経費（報酬、給料、職員手当、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費（会食に係る経費を除く。）、印刷製本費、修繕費）、役務費（通信運搬費、広告料、手数料、保険料）、委託料、使用料及び賃借料、負担金）	10分の10以内 （寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。）	保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 保福第473号様式 別に指示する様式	保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 保福第473号様式 別に指示する様式	提出先	保健福祉部 高齢者支援局 高齢者保健福祉課		
(6) 外国人留学生生活支援事業	道内で介護サービス事業所等を運営する法人（法人本部が道外の場合であっても、施設等が道内にある場合は対象とする。）	道内の介護福祉士養成施設に在籍している留学生の奨学金等に要した経費	3分の1以内 （寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。）	保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 保福第477号様式 別に指示する様式	保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 保福第477号様式 別に指示する様式	提出先	保健福祉部 高齢者支援局 高齢者保健福祉課		

<p>3 生活福祉資金貸付事業費補助金（事業推進費） 低所得者、障がい者又は高齢者等に対し、資金の貸付けと必要な相談支援を行うことにより、その経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるようにすることを目的として、社会福祉法人北海道社会福祉協議会が行う生活福祉資金貸付事業に要する経費について予算の範囲内で交付する。</p>	<p>社会福祉法人北海道社会福祉協議会</p>	<p>生活福祉資金貸付事業に必要な次に掲げる経費 北海道社会福祉協議会の職員との関係に関する規程により貸付事務担当職員に対し支給した職員俸給、諸手当及び社会保険事業主負担金並びに北海道社会福祉協議会の旅費に関する規程により貸付事務担当職員に支給した旅費及び貸付事務の運営に要する諸謝金及び庁費（備品購入費、消耗品費、印刷製本費、雑役務費、通信運搬費、光熱水費、借料及び損料、会議費（会食に係る経費を除く。）及び賃金）、委託料、負担金</p>	<p>10分の10以内 （寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。）</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 別に指示する様式</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部福祉局地域福祉課</p>		
<p>4 介護事業所業務改善支援モデル事業 ガイドラインに基づき、知識・経験を有する業務コンサルタントの支援により、介護事業所の業務課題の抽出やその解決に向けたプロセスを整理し、職場環境の改善等を行う介護事業所の取組を支援し、取組成果を改善モデルとして普及していくことで、道内の介護事業所の業務改善を推進することを目的とし、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>介護保険法に基づく介護サービス事業者の指定・許可を受けた事業所のうち、知事が認めたものとする。</p>	<p>介護事業所の業務改善に必要な業務コンサルタントの活用に必要な経費（報償費、報酬、共済費、旅費、需用費、役員費、委託料、使用料及び賃借料、その他知事が業務改善に必要と認めた経費）</p>	<p>2分の1以内 （1事業所あたり30万円を上限とする。） （寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。）</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 別に指示する様式</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部高齢者支援局高齢者保健福祉課</p>		<p>書類は、総合振興局又は振興局の保健環境部長又は地域保健室長を経由すること（札幌市、旭川市、函館市の場合を除く。）</p>
<p>5 老人クラブ活動支援事業費補助金</p>	<p>一般財団法人北海道老人クラブ連</p>	<p>老人クラブ活動事業に要する経費（給料、職員手当等、共済費、</p>	<p>10分の10以内</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の16号様式</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の30号様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示す</p>		

<p>老人クラブ活動事業を 通じて老人クラブ活動等 のより一層の活性化を図 り、高齢者の生きがいや 健康づくりを推進するこ とにより、明るい長寿社 会の実現と保健福祉の向 上に資するため、予算の 範囲内において補助す る。</p>	<p>合会</p>	<p>報償費、賃金、旅費、需用費、役 務費、委託料、備品購入費、使用 料及び賃借料)</p>	<p>(寄附金その他 の収入金がある ときは、補助金 等の額の算定に 当たり、当該寄 附金その他の収 入金の控除等 を行う。)</p>		<p>保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 別に指示する様式</p>	<p>保福第1の31号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出先 保健福祉部 高齢者支援 局高齢者保 健福祉課</p>	<p>る日</p>	
---	-----------	--	---	--	--	--------------------------------	---	-----------	--

介護従事者確保総合推進事業実施要綱

1 趣旨

この要綱は、福祉・介護人材の安定的な確保と職場定着を推進するため、地域医療介護総合確保基金を活用して実施する介護従事者確保総合推進事業について、必要な事項を定めるものとする。

2 事業の内容

事業の内容について、細事業ごとに、次のとおり定める。

(1) 介護のしごと魅力アップ推進事業

ア 目的

中・高校生、高齢者や主婦等の一般の方を対象に、年齢等に応じた進路・就業相談や福祉・介護の仕事の大切さや魅力などを伝えるための福祉・介護体験やセミナー等を実施し、将来にわたって福祉・介護人材の安定的な参入促進を図ることを目的とする。

イ 事業の内容

下記ウの対象者が、(ア) から (ウ) を実施した場合に、負担した費用の一部を助成する。
なお、(ア) 及び (イ) は必須事業とする。

(ア) 中・高校生等を対象に、福祉・介護職場での体験や現役の介護職員等との意見交換、もしくは、福祉・介護の魅力等の理解促進を図る説明会

(イ) 地域住民を対象とした福祉・介護の魅力等の普及啓発に資する行事等の開催

(ウ) その他本事業の目的に合致すると認められる取組

ウ 対象者

(ア) 道内に設置されている養成施設

(イ) その他知事が適当と認める団体

(2) キャリアパス支援等研修事業

ア 目的

福祉・介護サービスに従事する者が、自らの職種に誇りと将来展望を持って働くことができるよう、キャリアパスを見据えた研修等の実施や、介護福祉士国家試験の受験資格要件となる「実務者研修」等の受講促進に資する事業を実施することにより、福祉・介護人材の資質向上や定着支援を図ることを目的とする。

イ 事業の内容

(ア) キャリアパス支援研修事業

養成施設等が、次に掲げるキャリア形成を促進するための研修を実施した場合に、研修に要する費用について助成する。

a 研修内容

(a) 福祉・介護サービスに従事する者の資格取得や知識・技術力のレベルアップのための研修

(b) チームリーダーや初任者等の指導的立場としての視点や技術等を習得するための研修

(c) その他人材の定着支援に資する研修として知事が認める研修

b 対象者

(a) 道内に設置されている養成施設等

(b) 5つ以上の福祉・介護サービスに係る施設・事業所（以下、「施設等」という。）で構成され、かつその過半数が次に掲げる要件のいずれかを満たす団体（以下、「ユニット」という。）であって、知事が認めるものとする。

① 利用者の定員規模が、施設サービスで50人以下の施設、在宅サービスで20人

以下の事業所

② 運営している施設等の種類及び数が単一である法人の施設等
ただし、訪問介護事業所やデイサービスセンターなどの事業所（定員20人以下）
が併設されている施設は対象とする。

③ 少額の繰越金のみ所有しており経営基盤が脆弱な施設・事業所

(c) その他知事が適当と認める団体

c その他

(a) 事業実施の養成施設や団体、ユニットの代表施設等に対して、補助金を交付する。

(b) ユニット構成施設等は次の事項を満たす協定書を締結し、各構成員が記名押印の上、
保有するものとする。

① 目的

② 名称

③ 構成員の住所及び氏名

④ 代表者の名称

⑤ 代表者の権限

⑥ 構成員の連帯責任

⑦ 協定書に定めのない事項

(c) 介護職員初任者研修などの、公的に制度化されている事業は対象としない。

(d) 施設等の職員が各種研修会に参加するための受講費用等を直接的に給付するなど、
単に事業者等の負担を軽減する事業は対象としない。

(イ) 実務者研修等支援事業

福祉・介護サービス事業者等が、現任職員に介護福祉士国家試験の受験資格要件となる
「実務者研修」等を受講させる際に、代替職員を新たに雇用した場合、その雇用に要する
人件費等の一部を助成する。

a 対象者

(a) 福祉・介護サービス事業者

(b) その他知事が適当と認める団体

b 対象研修

(a) 介護福祉士実務者研修

(b) 介護職員初任者研修

(c) 喀痰吸引等研修

(d) 認知症介護実践者研修

(e) 認知症介護実践リーダー研修

(f) 生活援助従事者研修

c その他

代替職員を直接雇用する場合の人件費のほか、労働者派遣事業者を利用した場合には、
派遣契約に伴う派遣料も補助対象とする。

(3) 職場体験事業

ア 目的

福祉・介護の仕事に関心を有する者に対して、実際の職場を体験する機会を提供すること
により、就労への意欲喚起を図るとともに、就職希望者、事業者双方のミスマッチを解消す
るなど円滑な就労を支援し、新たな人材の参入促進を図ることを目的とする。

イ 事業の実施

この事業の実施主体は北海道とし、事業の実施を社会福祉法人北海道社会福祉協議会に委
託する。

ウ 事業の内容

職場体験事業の周知や受入施設と体験希望者との連絡・調整、体験者に対する就労相談・斡旋等を行い、円滑な就労支援を行う。

エ 事業の対象者

福祉・介護の仕事に関心を有する者

オ 受入施設

生活保護法（昭和25年5月4日法律第144号）、児童福祉法（昭和22年12月12日法律第164号）、老人福祉法（昭和38年7月11日法律第133号）、介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年11月7日法律第123号）に基づく施設及び事業所

カ 受入費用

職場を体験する機会を提供した施設、事業所に対して、受入れ費用として体験者1人1日当たり6,800円を助成する。

キ 留意事項

- (ア) 職場体験は体験参加者1人当たり10日以内とする。
- (イ) 職場体験参加への資格は不問とし、給与は無給とする。
- (ウ) 職場体験参加に係る交通費は、体験参加者の申請に基づき、実費分を支給する。

(4) 次世代の担い手育成推進事業

ア 目的

幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等に福祉教育アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）を派遣し、成長段階に合わせてフィールドワークや体験学習等のモデル授業を実施し、児童・生徒をはじめとした若年層の福祉・介護に関する理解を深めることを目的とする。

イ 事業の内容

園児・児童・生徒・教員等に対し、福祉及び介護に関する理解の促進を図る授業の実施。

ウ アドバイザーの派遣

(ア) 業務内容

アドバイザーは園児・児童・生徒、教員等を対象に、福祉及び介護に対する関心を高める授業の実施や、当該授業の展開方法等に係る指導、助言を行うものとする。

(イ) 費用負担

アドバイザーの派遣に要する費用は、北海道が負担する。

(ウ) 守秘義務

アドバイザーは、職務上知り得た事項を他に漏らしてはならない。

エ アドバイザーの委嘱

アドバイザーは、保健福祉部において、福祉に関する有識者等を若干名選考し、知事が委嘱する。

(5) 介護のしごと普及啓発事業

ア 目的

介護人材を安定的に確保するためには、少子化に伴い減少する若年層だけでなく、介護サービスを必要としない高齢者や、出産・子育て等離職している主婦層などの多様な人材の参入を促進する必要があることから、高齢者や主婦層等を対象に介護の理解を深めることを目的とする。

イ 事業の実施

この事業の実施主体は北海道とし、事業の実施については公募型プロポーザルにおいて最も優れた企画を提出した事業者に委託するものとする。

ウ 事業の内容

- (ア) 介護のイベントの開催
- (イ) 介護に係る普及啓発資料の作成
- (ウ) 介護の職場見学会等の実施
- (エ) 介護の魅力を発信する広報活動
- (オ) 介護人材確保総合情報サイトの制作と運営

エ 事業の対象者
高齢者や主婦層等

(6) 介護従事者定着支援事業

ア 目的

介護従事者の確保・定着へ向けた総合的な取組を実施するため、行政、事業者団体、教育等が連携・協働し、普及啓発・情報提供、人材確保・育成、労働環境改善等に関する取組を推進する。

イ 事業の内容

(ア) 協議会組織の設置

人材確保に関する課題等について情報共有を図るとともに、施策や事業等の連携・協働について協議を行う。

a 構成

福祉・労働・教育の各行政機関、事業者及び企業等

(イ) 労働環境改善支援事業

事業所の労働環境を改善するため、組織経営や人材マネジメントに精通した専門員を配置し、労務管理や職場環境改善に向けた相談支援、事業所の管理者等に対する研修会等を行う。

a 事業の実施

この事業の実施主体は北海道とし、事業の実施を公益財団法人介護労働安定センターに委託する。

b 事業の対象者

介護事業所管理者及び介護従事者等

(7) 介護事業所内保育所運営支援事業

ア 目的

介護サービス施設・事業所に従事する職員のために保育所を運営する事業について助成し、介護従事者の離職防止及び再就業を促進する。

イ 事業の内容

道内の介護サービス施設・事業所内保育所に対し、運営費の一部を助成する。

ただし、都道府県労働局が実施する「事業所内保育施設設置・運営等支援助成金」、市町村が実施する「子ども・子育て支援新制度」における給付等の両立支援事業及び公益財団法人児童育成協会が実施する「企業主導型保育助成事業」との重複補助は認めない。

ウ 事業の対象者

設置主体が民間、公的施設及び市町村(一部事務組合を含む)で、以下に掲げる介護事業所内保育所の種別に該当し、原則12ヶ月運営し、かつ、保育料として1人当たり平均月額10,000円以上徴収している、介護保険法に基づく介護サービス施設・事業所の設置者とする。

〈施設種別〉

区分	児童数	保育士等数	保育時間	保育料
A型特例	4人未満	2人以上	8時間以上	児童1人当たり 月額平均10,000円
A型	4人以上			
B型	10人以上	4人以上	10時間以上	以上

B型特例	30人以上	10人以上		
------	-------	-------	--	--

エ (補助対象者の義務)

補助対象者は、設備及び運営について児童福祉施設最低基準(昭和23年厚生省令第63号)を尊重するものとする。

(8) 介護未経験者に対する研修支援事業

ア 目的

「介護職員初任者研修等指定事業者」が実施する、「介護職員初任者研修等」の費用を支援することで、介護分野での就業希望者の資格取得に係る費用を軽減し、着実な雇用を図る。

イ 事業の内容

(ア) 介護技能習得支援事業

介護職員初任者研修等指定事業者が、介護分野での就業を希望し、福祉人材センター・福祉人材バンクに求職者登録している受講者及び介護施設等で就労する初任段階における介護職員の受講者に対して、介護職員初任者研修等の受講料を減免する際に、その減免分の費用の一部を助成する。

a 実施主体

介護職員初任者研修等指定事業者

b 補助対象者(対象者要件)

介護分野への就業を希望し、福祉人材センター・福祉人材バンクに求職者登録している者(介護職員として就業中の者は除く)及び介護施設等で就労する初任段階における介護職員(通算従事年数が概ね3年以内)

(イ) 障がい者介護技能習得支援事業

障がい者に対する介護職員初任者研修を開催し、障害者就業・生活支援センター等と連携することで、障がい者の資格取得から就労までの支援を一体的に行う。

a 事業の実施

この事業の実施主体は北海道とし、事業の実施については公募型プロポーザルにおいて最も優れた企画を提出した事業者に委託するものとする。

b 事業の対象者

福祉施設等を利用する障がい者

(9) 潜在的介護職員等活用推進事業

ア 目的

人材派遣会社が介護分野での就業を希望する潜在的有資格者等を有期雇用契約労働者として雇用し、介護サービス事業所・施設等に紹介予定派遣し、実際の就業を通じて職場を見極める機会を提供することで、潜在的有資格者の再就業の促進を図る。

イ 事業の実施

この事業の実施主体は北海道とし、事業の実施については公募型プロポーザルにおいて最も優れた企画を提出した事業者に委託するものとする。

ウ 対象となる事業所

介護保険法に基づく指定介護サービス事業者・施設

エ 事業の対象者

(1) 対象事業所において介護職員として就業を希望する者で求職活動中の者をいう。

ただし、公共職業安定所への求職申込みの有無は問わない。

(2) 介護に関する資格(介護福祉士、介護福祉士実務者研修、介護職員初任者研修等)を有する者等

(10) 離職した介護福祉士等の再就業促進事業

ア 目的

福祉人材センターにおいて離職者の登録や登録に関する相談支援を行うとともに、最新の介護保険制度や再就業のための研修会、職場体験の開催案内などの情報発信などを行い、離職した介護福祉士等の再就業の促進を図る。

イ 事業の実施

この事業の実施主体は北海道とし、事業の実施を社会福祉法人北海道社会福祉協議会に委託する。

ウ 事業の内容

- (ア) 届出システムの管理・運用
- (イ) 離職者登録に関する相談支援
- (ウ) 届出者に対する再就業に向けた各種情報発信
- (エ) 介護福祉士や介護事業所等への届出制度の周知・広報

エ 事業の対象者

離職した介護福祉士等その他厚生労働省令で定める資格を有する者

(11) 外国人介護人材受入研修事業

ア 目的

外国人介護人材の受入に係る制度（在留資格「介護」・「特定技能」、外国人技能実習制度及びEPA）等に関する研修を実施することで、外国人介護人材の受入に関する理解を促進することを目的とする。

イ 事業の実施

この事業の実施主体は北海道とし、事業の実施については公募型プロポーザルにおいて最も優れた企画を提出した事業者に委託するものとする。

ウ 事業の内容

外国人介護人材の受入に関する研修の企画・運営を行う事業

エ 事業の対象者

社会福祉法人等の役員や介護サービス施設・事業所の管理者等

(12) 介護助手普及促進事業

ア 目的

介護を必要としない就労意欲のある高齢者や主婦などの地域の人材を、介護現場における周辺業務を担う人材として確保・育成する事業について助成し、介護現場への就労促進を図るとともに、専門職が専門性を発揮し働くことができる環境の整備及び介護職員の職場定着を推進する。

イ 事業の内容

下記ウの対象者が、(ア)及び(イ)を実施した場合に、負担した費用の一部を助成する。

- (ア) 業務を担う人材の確保に向けた説明会及びジョブマッチングの実施
- (イ) 直接介助以外の補助業務を担う人材に対するOFF・JT研修の実施

ウ 事業の対象者

- (ア) 同一市町村の複数の介護サービス施設・事業所で構成される団体
- (イ) その他知事が適当と認める団体

(13) 入門的研修実施事業

ア 目的

介護未経験者等が介護に関する基本的な知識を身に付けるとともに、介護の業務に携わる上で知っておくべき基本的な技術を学ぶことができるよう、介護に関する入門的研修を実施

することで、介護分野への参入のきっかけを作るとともに、介護の業務に携わる上での不安を払拭することにより、多様な人材の参入促進を図る。

イ 事業の実施

この事業の実施主体は北海道とし、事業の実施については公募型プロポーザルにおいて最も優れた企画を提出した事業者に委託するものとする。

ウ 事業の内容

介護に関する入門的研修の企画・運営を行う事業

エ 事業の対象者

介護未経験者等

(14) 認証評価制度構築事業

ア 目的

介護事業所における職員の人材育成や就労環境等の改善につながる取組について、道が作成する評価基準に基づき評価を行い、水準を満たした介護事業所に対し認証を付与し「見える化」することで、働きやすい環境の整備、新規参入の促進、離職防止・定着促進を推進するため、認証評価制度の試験運用等を行うことを目的とする。

イ 事業の実施

この事業の実施主体は北海道とし、事業の実施を、株式会社エイデル研究所に委託するものとする。

ウ 事業の内容

介護事業者の認証評価制度に係る試験運用、運営委員会の設置及び運営、制度内容の調整、事業者向け説明会の実施等を行う事業

エ 事業の対象者

道内介護事業者

(15) 外国人留学生生活支援事業

ア 目的

道内の介護サービス事業所等が、道内の介護福祉士養成施設に在籍する留学生に対して行う奨学金等の一部を助成することで、介護福祉士資格の取得を目指す留学生の修学期間中の支援を図り、将来当該留学生を介護職員として雇用しようとする介護サービス事業所等の負担を軽減することを目的とする。

イ 事業の内容

道内の介護サービス事業所等が、道内の介護福祉士養成施設に在籍する留学生に対して、学費等及び居住費などの生活費を奨学金等として貸し付ける場合に、その費用の一部を補助する。

ウ 補助対象者

道内で介護サービス事業所等を運営する法人（法人本部が道外の場合であっても、介護サービス事業所等が道内にある場合は対象とする）

エ 対象経費

- a 学費等（授業料、入学準備金、就職準備金、国家試験受験対策費用）
- b 居住費などの生活費

3 その他

上記各事業の実施に関しては、この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年（2015年）8月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年（2016 年）4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年（2017 年）4 月 3 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年（2018 年）4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年（2019 年）4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年（2019 年）8 月 6 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年（2020 年）4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年（2021 年）4 月 1 日から施行する。

福 祉 第 3 3 8 5 号

令和3年(2021年)4月1日

各関係団体の長 様

保健福祉部高齢者支援局高齢者保健福祉課長

介護従事者確保総合推進事業実施要領の一部改正について(通知)

このことについて、本事業の実施要領を別紙のとおり一部改正しましたので通知します。

記

1 事業名

介護従事者確保総合推進事業

2 送付書類

介護従事者確保総合推進事業(外国人留学生生活支援事業)実施要領

介護人材係(担当:高木)

電話:011-232-4111(内線:25-676)

介護従事者確保総合推進事業（外国人留学生生活支援事業）実施要領

1 要領の目的

この要領は、令和3年度（2021年度）介護従事者確保総合推進事業費補助金交付要綱に定める事項のほか、介護従事者確保総合推進事業実施要綱2の(15)に定める外国人留学生生活支援事業（以下、「本事業」という。）の実施に関する必要な手続き等について、必要な事項を定め、事業の円滑な実施に資することを目的とする。

2 用語の定義

この要領における用語の定義は次のとおりとする。

(1) 介護サービス事業所等

都道府県の指定を受けて介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第1項各号（介護職員の配置が義務づけられていない第4号、第5号、第6号、第12号、第13号及び第24号を除く）及び同法第8条の2第1項各号（介護職員の配置が義務づけられていない第3号、第4号、第5号、第10号、第11号及び第16号を除く）に規定するサービスを実施している介護サービス施設及び介護サービス事業所

(2) 奨学金等

介護サービス事業所等が、外国人留学生に対して学費等及び居住費などの生活費の貸付を行う経費の名称（給付型を除く）

(3) 留学生

在留資格「留学」で留学し、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号。以下、「法」という。）第40条第2項第1号から第3号の規定による文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設（以下「養成施設等」という。）に在学する者

3 補助対象者

本事業の対象者は、道内で介護サービス事業所等を運営する法人（法人本部が道外の場合であっても、介護サービス事業所等が道内にある場合は対象）とする。

4 補助対象経費等

補助対象経費、補助金額及び補助率は次のとおりとする。

なお、留学生が国費や道費を含む他の貸付を受けている場合は対象としない。

補助対象経費	基準額（留学生1人当たり）	補助率
学費（授業料、施設設備費等）	年額600千円以内	1 / 3 以内
入学準備金	200千円以内（1回限り）	
就職準備金	200千円以内（1回限り）	
国家試験受験対策費用	年額40千円	
居住費などの生活費	年額360千円以内	

5 補助事業者が留学生と奨学金等の契約を行う際の留意点

補助事業者は、留学生と奨学金等の契約をする際は、労働基準法（昭和22年法律第49号）及び留学生が貸与型奨学金により学費等の経費を支弁しようとする場合の留意事項（平成30年3月法務省入国管理局）に基づいた契約内容とすること。

6 貸付対象外となる場合の手続

留学生が次のいずれかに該当する場合は、貸付対象外となるため、必要な手続を行う。

- (1) 奨学金等の貸付を受けることを辞退したとき。
- (2) 国費や道費を財源とする介護福祉士修学資金貸付金等類似する事業により貸付を受けているとき。
- (3) 負傷、疾病その他の理由により修学が困難であると認められるとき。
- (4) 退学したとき。
- (5) 死亡したとき。
- (6) その他奨学金等の貸付の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

7 留学生に対する返還免除

補助事業者は、奨学金等の貸付を行った留学生が養成施設を卒業後1年以内に補助事業者が運営する介護サービス事業所等で、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域において介護等の業務に従事した場合は、引き続き3年（返還猶予者に係る場合には、通算して3年）、その他の場合にあつては引き続き5年（返還猶予者に係る場合には、通算して5年）に達した場合は、補助金相当分の奨学金等を免除しなければならない。

なお、上記に関わらず、補助事業者は、奨学金等の貸付を行った留学生が継続（又は通算）して3年（又は5年）就労しない場合であっても、奨学金等の返還を免除することができる。

8 介護等の業務に従事した期間の計算

- (1) 7に規定する介護等の業務に引き続き従事した期間を計算する場合には、留学生が当該介護等の業務に従事した日の属する月から当該介護等の業務に従事しなくなった日の属する月までの月数を算入するものとする。ただし、留学生が介護等の業務に従事しなくなった日の属する月において再び当該介護等の業務に従事することとなったときは、その月を1箇月として算入するものとする。
- (2) 7に定める3年（又は5年）の計算については、次のとおりとする。
 - ア 3年 在職期間が通算1,095日以上であり、かつ、業務に従事した期間が540日以上。
 - イ 5年 在職期間が通算1,825日以上であり、かつ、業務に従事した期間が900日以上。

9 返還の債務の免除

留学生が次のいずれかに該当する場合は、補助事業者は、補助金相当分の奨学金等の返還の債務を免除するものとする。

- (1) 養成施設等を卒業後1年以内に、法第42条第1項の登録を受けて行う次に掲げる業務又は職務（以下「介護等の業務」という。）に従事し、かつ、当該介護等の業務に従事した期間が、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域において従事した場合

は、通算して3年、その他の場合にあっては引き続き5年（返還猶予者に係る場合には、通算して5年）に達したとき。

ア 介護保険法及び老人福祉法に規定する介護サービス事業所等において利用者等に行う入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話等の業務

イ アに掲げるもののほか、介護等の便宜を供与する業務であつて、知事が適当と認めるもの

(2) (1)に規定する介護等の業務に従事する期間中に、当該業務上の理由により死亡し、又は当該業務に起因する心身の故障のため当該業務を継続することができなくなったとき。

10 補助金の返還

補助事業者は、留学生が次のいずれかに該当する場合は、速やかに補助金額の全部又は一部を道に返還しなければならない。

- (1) 貸付の決定が取り消されたとき。
- (2) 養成施設等を卒業後1年以内に介護等の業務に従事しなかったとき。
- (3) 介護等の業務に従事した場合において、その従事した期間が9の(1)に規定する期間に達しないうちに当該業務に従事しなくなったとき（9の(2)に該当する場合を除く）。

11 返還の猶予

留学生が次のいずれかに該当する場合は、知事は、その理由が継続する期間、補助金の返還を猶予することができる。

- (1) 災害、疾病その他のやむを得ない理由により、就業が困難になったと認められるとき。
- (2) 疾病その他のやむを得ない理由により介護等の業務を中断するに至った場合において、当該中断の生じた日から1年以内に再び当該業務に従事することが確実であると認められるとき。

12 返還の債務の減免

留学生が次のいずれかに該当する場合は、知事は、補助金の返還金額の全部又は一部を免除することができる。

- (1) 介護等の業務に従事した場合において、当該業務に引き続き従事した期間が補助した期間に相当する期間以上のとき。
- (2) 死亡したとき。

13 現況報告の提出

補助事業者は、奨学金等の貸付を行った留学生が当該法人の運営する介護サービス事業所等に就職した後、継続（又は通算）して3年（又は5年）間、毎年6月30日までに道に現況を報告しなければならない。

14 申請等の必要書類

この補助金の交付の申請等に係る必要書類は、告示及び介護従事者確保総合推進事業費補助金交付要綱に定めるもののほか、次のとおりとする。

(1) 交付申請

ア 外国人留学生調書（別紙1）

- イ 奨学金等の契約書の写し（留学生在が自筆で署名したもの）及びその添付書類
- ウ 在学証明書（別紙2）
- エ 留学生在の在留カードの写し

(2) 実績報告

- ア 卒業（見込）証明書の写し（留学生在が最終学年の場合）
- イ 採用通知書の写し等（就職準備金を申請している場合）

(3) 現況報告

- ア 外国人留学生在生活支援事業現況報告書（別紙3）
- イ 留学生在の現況報告一覧表（別紙4）
- ウ 在職証明書（別紙5）
- エ その他関係書類（健康保険被保険者証の写し等の留学生在を雇用していることを証する書類）

(4) 返還の猶予

- ア 猶予申請書（別紙6）
- イ 申請の理由を確認できる書類

(5) 返還の発生

- ア 外国人留学生在生活支援事業返還発生報告書（別紙7）
- イ 返還対象者一覧（別紙8）
- ウ 減免金額計算書（別紙9）

(6) 返還の免除

- ア 返還免除報告書（別紙10）
- イ 免除対象者一覧（別紙11）

新旧対照表
介護従事者確保総合推進事業（外国人留学生生活支援事業）実施要領

改正後	現 行	摘 要
<p>1 要領の目的 この要領は、<u>令和3年度（2021年度）</u>介護従事者確保総合推進事業費補助金交付要綱に定める事項のほか、介護従事者確保総合推進事業実施要綱2の(15)に定める外国人留学生生活支援事業（以下、「本事業」という。）の実施に関する必要な手続き等について、必要な事項を定め、事業の円滑な実施に資することを目的とする。</p> <p>2 用語の定義 この要領における用語の定義は次のとおりとする。</p> <p>(1) 介護サービス事業所等 都道府県の指定を受けて介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第1項各号（介護職員の配置が義務づけられていない第4号、第5号、第6号、第12号、第13号及び第24号を除く）及び同法第8条の2第1項各号（介護職員の配置が義務づけられていない第3号、第4号、第5号、第10号、第11号及び第16号を除く）に規定するサービスを実施している介護サービス施設及び介護サービス事業所</p> <p>(2)～(3) 略</p> <p>3～5 略</p> <p>6 <u>貸付対象外となる場合の手続</u> 留学生が次のいずれかに該当する場合は、<u>貸付対象外となるため、必要な手続を行う。</u></p> <p>(1) 奨学金等の貸付を受けることを辞退したとき。</p> <p>(2) <u>国費や道費を財源とする介護福祉士修学資金貸付金等類似する事業により貸付を受けているとき。</u></p>	<p>1 要領の目的 この要領は、<u>令和2年度（2020年度）</u>介護従事者確保総合推進事業費補助金交付要綱に定める事項のほか、介護従事者確保総合推進事業実施要綱2の(15)に定める外国人留学生生活支援事業（以下、「本事業」という。）の実施に関する必要な手続き等について、必要な事項を定め、事業の円滑な実施に資することを目的とする。</p> <p>2 用語の定義 この要領における用語の定義は次のとおりとする。</p> <p>(1) 介護サービス事業所等 都道府県の指定を受けて介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第1項各号（介護職員の配置が義務づけられていない第4号、第5号、第6号、第12号、第13号、<u>第15号</u>及び第24号を除く）及び同法第8条の2第1項各号（介護職員の配置が義務づけられていない第3号、第4号、第5号、第10号、第11号及び第16号を除く）に規定するサービスを実施している介護サービス施設及び介護サービス事業所</p> <p>(2)～(3) 略</p> <p>3～5 略</p> <p>6 <u>貸付の決定の取消し等</u> 留学生が次のいずれかに該当する場合は、<u>当該留学生に係る交付決定を取消すものとする。</u></p> <p>(1) 奨学金等の貸付を受けることを辞退したとき。</p> <p>(2) 介護福祉士修学資金貸付金等類似する事業により貸付を受けているとき。</p>	<p>年度改正</p> <p>削除</p> <p>文言整理 文言整理</p> <p>文言整理</p>

<p>(3) 負傷、疾病その他の理由により修学が困難であると認められるとき。</p> <p>(4) 退学したとき。</p> <p>(5) 死亡したとき。</p> <p>(6) その他奨学金等の貸付の目的を達成する見込みがなくなると認められるとき。</p> <p>7～14 略</p>	<p>(3) 負傷、疾病その他の理由により修学が困難であると認められるとき。</p> <p>(4) 退学したとき。</p> <p>(5) 死亡したとき。</p> <p>(6) その他奨学金等の貸付の目的を達成する見込みがなくなると認められるとき。</p> <p>7～14 略</p>	
---	---	--